

臨時特例つなぎ資金とは

解雇や派遣労働者の雇止め等により、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者の方で、公的給付制度の申請が受理されてはいるものの、決定・給付までの間の生活資金に困窮されている方を対象に、その間の生活費を貸し付ける制度です。

借入ケース例

- ① 派遣労働の期間打ち切りにより寮を出ることになった。
- ② 勤め先を解雇され故郷に戻ったが、住まいを借りる資金がない。
- ③ 失業により公的給付金の申請をしたが、給付までの生活費が足りない。



ご利用いただける世帯

- 住居のない離職の方で、以下の条件にいずれも該当する方が対象となります。
- ・ 失業等給付、住宅手当、生活保護等の公的給付又は就職安定資金融資、生活福祉資金貸付等の公的貸付の申請を受理されている方で、決定・給付等の開始までの生活に困窮している方。
- ・ 金融機関の口座を有している方。

* 臨時特例つなぎ資金をご利用できない方 *

- 本会が実施している生活福祉資金の連帯保証人になっている方。
- 他の負債との関係で、本資金を貸付けることにより、その後の生活を著しく圧迫するおそれがあると判断される方。



臨時特例つなぎ資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	償還期間	貸付利子	連帯保証人
臨時特例つなぎ資金	10万円以内	申請中の公的給付等が決定し、支給等が行われた時点から1ヵ月以内の一括償還。又は12ヵ月以内の分割償還	無利子	不要
償還例		一括償還の場合、元金100,000円 (分割償還の場合) 元金100,000円 12ヵ月(12回)の場合 月額8,000円×12回(最終回4,000円)		

※生活保護を申請している場合は一括償還となります。



必要な書類

共通添付書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	本人名義の預金通帳 ※原本を提出の事。窓口で写しを預かります。
他の公的給付又は公的な貸付制度を利用、申請している場合、その状況がわかる書類	借入申込者	公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されていることが分かる書類



臨時特例つなぎ資金に関する Q&A

Q



「公的給付制度」や「公的貸付制度」とは
どのようなものですか？

A



公的給付制度には、失業等給付、生活保護、
住宅手当等があります。
公的貸付制度は、就職安定資金融資、生活福
祉資金(総合支援資金)等があります。
申請にあたっては、ハローワークや各自治体
の窓口にて確認ください。

Q



借入を申請した時点で住む場所が未定で、
貸付が決まった時はどのようにして連絡を
取るのですか？

A



申請時に、確実に連絡を取ることができる電
話番号や、通知の送付先を確認させていただ
きます。通知を送付することができない場合
には、申請した市町村社会福祉協議会の窓口
で直接お渡しすることもあります。